

## 資 格 停 止 措 置 一 覧 表

令和8年2月3日

No.	業者名	所在地	資格停止期間	事由
1	丸栄調査設計（株）	三重県松阪市 大口町102番地2	8. 2. 4 ~ 8. 5. 3 (3箇月)	<p>公正取引委員会は、地方公共団体等が発注する特定跨線橋点検等業務の入札等において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた5者に対して、令和7年12月19日付けで排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。</p> <p>このことは、岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格停止措置要領第2条に定める別表第2-5（独占禁止法違反行為）に該当することから、上下水道事業部に登録がある左記事業者について、競争入札参加資格の停止措置を行う。</p> <p>また、ジェイアール東海コンサルタント（株）、大日コンサルタント（株）及び（株）トーニチコンサルタントは課徴金減免制度の適用事業者であるため、停止期間を2分の1に短縮する。</p> <p>（独占禁止法の正式名：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）</p>
	ジェイアール東海コンサルタント（株）	愛知県名古屋市中村区 名駅5-33-10	8. 2. 4 ~ 8. 3. 19 (1.5箇月)	
	大日コンサルタント（株）	岐阜県 岐阜市 薩田南3丁目1番21号	8. 2. 4 ~ 8. 3. 19 (1.5箇月)	
	（株）トーニチコンサルタント	委任先：岐阜事務所 岐阜県岐阜市 市橋五丁目5番10	8. 2. 4 ~ 8. 3. 19 (1.5箇月)	